

参考資料

参考①

サービスの内容

サ ー ビ ス		サ ー ビ ス 内 容
介 護 給 付	居宅介護	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護や家事などに加え、生活等に関する相談など生活全般にわたる支援を行う。
	重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由者に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や家事などに加え、外出時における移動中の介護を総合的に行う。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動の支援及び代筆代読などの支援を行う。
	行動援護	行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護などを行う。
	「重度障害者等包括支援」	常に介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障があり四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人等に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供する。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事等の介護や家事などに加え、生活等に関する相談を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
	児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言などの支援を行う。
訓 練 等 給 付	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事等の介護や家事に加え、相談や助言などの支援を行う。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活を目標に一定期間、身体機能、生活能力の向上のため必要な訓練を行う。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行う。
	就労継続支援（A型）	雇用契約に基づく就労の機会を提供することにより、就労に必要な知識・能力の向上や一般企業等への就労移行に向けた支援を目的とした必要な訓練を行う。
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談その他の日常生活上の援助を行う。

参考②

「障害程度区分」と利用できるサービスの関係

	介 護 給 付										訓 練 等 給 付
	訪 問 系					日 中 活 動 系			居 住 系		
「障害程度区分」	居 宅 介 護	重 度 訪 問 介 護	同 行 援 護	行 動 援 護	「重度障害者等包括支援」	生 活 介 護	療 養 介 護	短 期 入 所	施 設 入 所 支 援	ケ ア ホ ー ム	
区分 6					-	-					注⑤
区分 5											
区分 4											
区分 3						注②			50歳以上		
区分 2						注③ 50歳以上			注④		
区分 1											
非該当			注①								

(注) ①身体介護を伴わない場合は、「障害程度区分」の認定は不要。ただし、同行援護アセスメント調査票による条件を満たす必要がある。また、身体介護を伴う場合は、区分 2 以上。

②施設入所を伴う場合は区分 4 以上

③50 歳以上で施設入所を伴う場合は区分 3 以上

④自立訓練や就労移行支援の訓練等給付を受けながら入所（通所が困難な場合等に限る）する場合は、障害程度区分は要しない。

⑤「障害程度区分」の認定は不要